

平成20年度 厚生労働省税制改正要望項目 (抄)

第4 健康な生活と安心で質の高い医療の確保

- ⑤ 救急医療用ヘリコプターに係る助成金交付事業を行う法人に対する寄附に係る寄附金控除の創設等〔所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税〕
- 救急医療の充実を図るため、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づく助成金交付事業を行う法人につき、当該法人に対する寄附の促進のために、以下の措置を講ずる。
- (i) 当該法人に寄附をした個人の所得から寄附金を控除する。
 - (ii) 当該法人に相続財産を寄附した場合の相続税を非課税とする。
 - (iii) 当該法人に寄附をした法人において、一般の損金算入限度額とは別に当該寄附金を損金算入する。

税制優遇法人の認定要件

	認定NPO法人	特定公益増進法人
根拠条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項 ・ 租税特別措置法第66条の11の2第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税法第37条第4項等
パブリックサポートテスト（PST）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金等収入金額が経常収入金額の5分の1以上。 	
活動の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動のうち、会員等に対する資産の譲渡等の活動が50%未満。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の業務を主たる目的とする法人であること。 （例：科学技術に関する試験研究、水難に係る人命の救済等）
運営組織及び経理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員又は社員のうち親族等で構成する最も大きなグループの人数が役員又は社員の総数の3分の1以下。 ・ 会計について公認会計士等の監査を受けている等。 ・ 不適切な経理を行っていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営組織及び経理が適正であると認められること。
事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。 ・ 役員、社員又は寄付者等に特別の利益を与えないこと等。 ・ 特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上。 ・ 受入寄付金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額が受入寄付金総額の70%以上。 ・ 助成金の支給を行った場合は、事後のその実績を記載した書類を国税庁に提出していること。 ・ 海外への送金又は金銭も持ち出しを行う場合は、事前にその内容を記載した書類を国税庁に提出していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相当と認められる業績が持続できること。 ・ 受け入れた寄付金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと。
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書、役員名簿等の書類を閲覧させること。 	
不正行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。 	
設立後の経過期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の日以後1年を超える期間が経過していること。 	
所轄庁の証明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から2年を経過していないもの。